

お知らせの タイトル	当協議会に寄せられた多面的機能支払交付金に係る主な問合せについて
概要	当協議会では、多面的機能支払交付金に係る市町村等関係機関及び活動組織等からの問い合わせに対応しているところです。令和6年4月から令和6年8月までの問い合わせの主なものについて下記のとおりとりまとめましたので、今後の適切な執行の参考として下さい。

項目	問合せ内容	対応
活動関連	共同の交付金をもらわずに活動する場合は計画書の活動年度は書かないのですか？	はい。交付金の交付を受けずに活動を行う場合は、活動年度の欄に記入は必要ありません。 参照 ○多面的機能支払交付金の活動の手引き令和5年度版(活動組織用) P16(1)活動期間
	計画書(様式第1-3号)の所在地には、代表者の住所を記入するのか、それとも事務所になっている場所の住所を記入するのですか？	事務所を設置している組織は事務所の所在地を記入します。ない場合は代表者の住所を記入します。 参照 ○多面的機能支払交付金の活動の手引き令和5年度版(活動組織用) P12
	田んぼダムのエリアを図示する必要がありますか？	水田の貯留機能強化に係る実施面積、年度計画位置図を1-3計画書に添付する必要があります。 参照 多面的機能支払交付金実施要領(令和6年度版)P11、6水田貯留機能強化計画(2)
	共同の増進活動の56「農村環境保全活動の幅広い展開」を選択した場合は45「植栽等の景観形成活動」と46「施設の定期的な巡回点検清掃」だけでなく別に1つ選ぶ必要があるか？	はい。共同活動の活動項目番号56「農村環境保全活動の幅広い展開」1テーマ追加を選んだ場合は、45「植栽等の景観形成活動」と46「施設の定期的な巡回点検清掃」は、同じテーマの「景観形成・生活環境保全」なので、別に「生態系や水質保全」などのテーマから1つ実施する必要があります。 参照 ○多面的機能支払交付金の活動の手引き令和5年度版(活動組織用) P25 ○山形県要綱基本方針(別紙2) P19
	水路を新設したいのですができますか？	資源向上支払交付金の対象となる施設の、長寿命化のための補修と更新工事までなので、新設は対象外です。 参照 ○多面的機能支払交付金実施要領(令和6年度版)P13 第2資源向上支払交付金10助成措置 ○山形県要綱基本方針(別紙3) P22